

新温泉町告示第71号

第131回（令和6年5月）新温泉町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和6年5月2日

新温泉町長 西 村 銀 三

1 期 日 令和6年5月10日 午前9時00分

2 場 所 新温泉町議会議事堂

3 付議事件

（1）専決処分の報告について

（専決第1号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

（2）承認第1号 専決処分の承認について

（専決第2号）新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

（3）教育長の任命同意について

○開会日に応招した議員

中 村 茂君

西 村 龍 平君

澤 田 俊 之君

米 田 雅 代君

岡 坂 遼 太君

森 田 善 幸君

浜 田 直 子君

河 越 忠 志君

竹 内 敬一郎君

重 本 静 男君

岩 本 修 作君

宮 本 泰 男君

中 井 勝君

中 井 次 郎君

小 林 俊 之君

池 田 宜 広君

○応招しなかった議員

な し

令和 6 年 第131回（臨時）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 1 日）

令和 6 年 5 月10日（金曜日）

議事日程（第 1 号）

令和 6 年 5 月10日 午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 報告第 4 号 専決処分の報告について
（専決第 1 号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認について
（専決第 2 号）新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第43号 教育長の任命同意について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 報告第 4 号 専決処分の報告について
（専決第 1 号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認について
（専決第 2 号）新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第43号 教育長の任命同意について
-

出席議員（16名）

1 番	中 村 茂君	2 番	西 村 龍 平君
3 番	澤 田 俊 之君	4 番	米 田 雅 代君
5 番	岡 坂 遼 太君	6 番	森 田 善 幸君
7 番	浜 田 直 子君	8 番	河 越 忠 志君
9 番	竹 内 敬一郎君	10番	重 本 静 男君
11番	岩 本 修 作君	12番	宮 本 泰 男君

13番 中 井 勝君

14番 中 井 次 郎君

15番 小 林 俊 之君

16番 池 田 宜 広君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島 木 正 和君 書記 中 家 亨君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	副町長	西 村 徹君
温泉総合支所長	小 谷 豊君	牧場公園園長	嶋 津 悟君
総務課長	中 井 勇 人君	企画課長	水 田 賢 治君
税務課長	石 原 通 孝君	町民安全課長	村 尾 国 治君
健康課長	朝 野 繁君	福祉課長	松 本 晃君
商工観光課長	福 井 崇 弘君	農林水産課長	原 憲 一君
建設課長	森 田 忠 浩君	上下水道課長	谷 岡 文 彦君
浜坂病院事務長	宇 野 喜代美君	介護老人保健施設ささゆり事務長	松 岡 宏 典君
会計管理者	山 本 幸 治君	こども教育課長	吉 田 博 和君
生涯教育課長	西 脇 一 行君	調整担当	谷 口 修 一君
代表監査委員	島 田 信 夫君		

議長挨拶

○議長（池田 宜広君） 皆さん、おはようございます。

第131回新温泉町議会臨時議会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る4月11日、新温泉町ケーブルテレビジョン整備事業記念式典が開催をされました。我が町の第4次情報化推進計画に基づく、民間事業者による高速インターネットサービスの提供は、求められるICTの基盤を担うものであります。人々とのつながり、地域経済の成長のためにも必要不可欠であります。この都市部と変わらない通信環境が提供される中で、産業、農業等、新たな事業展開に期待するものであります。

さて、本日は、第131回新温泉町議会臨時会の御案内を申し上げましたところ、議員各位には、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今臨時会に提出される案件は、人事案であります。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますよう、格別の御協力をお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

本日は、臨時会のお願いをいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、全議員の御出席の下、本会議が開催できますことに心より感謝とお礼を申し上げます。

今臨時会は、報告1件、承認1件、人事案1件を提案させていただきます。議員の皆様には、慎重審議をいただき、適切かつ妥当なる御議決をいただきますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

午前9時02分開会

○議長（池田 宜広君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第131回新温泉町議会臨時会を開会いたします。

暫時休憩をいたします。

午前9時02分休憩

午前9時04分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付しておるとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田 宜広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名をいたします。

8番、河越忠志君、9番、竹内敬一郎君をお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（池田 宜広君） 日程第2、会期の決定についてをお諮りいたします。

会期等につきましては、議会運営委員会が開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

岩本委員長。

○議会運営委員会委員長（岩本 修作君） それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

委員会の開催日は、5月2日の木曜日であります。

協議事項について報告をいたします。第131回新温泉町議会臨時会提出議案、議事運営についてでございます。

開会日時は、令和6年5月10日金曜日、本日午前9時からであります。

次に、付議事件です。報告1件、承認1件、議案で人事案1件の計3件であります。

次に、会期の決定ですが、令和6年5月10日、本日1日間と決定いたしました。

次に、人事案の採決方法ですが、記名投票と無記名投票との意見が出ましたが、記名投票が3名、無記名投票が2人として、委員会としては記名投票といたしました。

次に、説明のため出席を求めた者についてですが、議案書に掲載していますので、御清覧のほうをよろしくお願いします。

以上で報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 岩本委員長、ありがとうございます。

お諮りをいたします。ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおりの会期で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認め、よって、会期は、本日1日に決定をいたしました。

日程第3 諸報告

○議長（池田 宜広君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長から報告をいたします。

去る3月25日の議会定例会以来、それぞれの会合に出席しておりますが、別紙議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、監査の結果について報告をいたします。

監査委員から、令和6年1月分から3月分の例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しを添付して報告といたします。

次に、説明員の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者の職、氏名は、一覧表のとおりであります。

次に、閉会中の所管事務調査として、総務産建常任委員会が4月25日に開かれていますので、その報告をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

4月25日開催、牧場公園課、税務課、建設課、商工観光課、農林水産課、企画課、総務課の所管事務調査を行いました。

牧場公園課は、報告事項9件です。1の来園者の状況については、令和5年度の来園者数は15万8,370人でしたが、目標は20万人に想定してとのこと。2は動物の飼育状況、3、緑地健康増進施設（テニスコート）の利用状況、4、農産物加工室の利用状況、5、来園者の受入れ状況、6、博物館入館者数、7の湯村温泉－牧場公園

間の定期輸送に係る実証実験の成績については、令和6年度も引き続き取り組んでいくとのことです。8は春の牧場びらき2024の開催、9、その他は、株式会社湯村温泉愛宕山観光による町内の子供へのリフトフリーパス券発行実績、但馬牧場公園、但馬牛博物館校外学習実績、新聞での牧場公園関係記事の掲載実績、SNSでの情報発信実績についてであります。

税務課の報告事項は、令和5年度町税等徴収実績についての1件であります。

協議事項は1件です。新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、地方税法の施行日が令和6年4月1日であるため、専決処分したものです。委員会として了承しました。

建設課は、報告事項3件です。1の令和5年度工事発注状況及び進捗状況については、町道細田稲負谷線温泉橋修景工事の繰越し処理の仕方に問題があるのではないかと質疑に対し、街なみ環境整備事業から外し、位置づけを変更したので、事務処理に問題はないとの答弁でございました。2は町道海上第一村中線道路改良事業について、3は新温泉町公営住宅等長寿命化計画の改訂についてであります。

商工観光課は、追加資料含めて報告事項8件です。1、令和5年度各観光施設等の利用状況について、2、地域おこし協力隊員の現況について、3、令和5年度ふるさとづくり寄附受入れ状況について、4の企業版ふるさと納税拡大への事業方針については、今年度から企画課から商工観光課に所管替えになりました。今後の取組として、企業側にもメリットを提供できるプロジェクトを企画し、賛同して寄附をいただける仕組みづくりを目指していくとのことです。5は居組漁港の海業計画策定の進捗について、6、リフレッシュ館町民プールあり方検討委員会、在り方提言について、7のgensenspace TOJIの活用については、全但バス株式会社湯村温泉営業所2階部分が、コワーキングスペース、会議室、キッチンスペースなどに整備されました。4月1日より地域おこし協力隊の活動拠点として、移住に関する相談窓口などに運用されます。8は地域活性化起業人の受入れについてであります。

農林水産課は、報告事項9件です。1、令和5年度水稻作付実績及び経営所得安定対策実績について、2、令和5年度日本型直接支払制度取組実績について、3、令和5年度新温泉町農業委員会総会審議件数について、4、美方郡内の繁殖和牛飼養状況について、5、令和5年度但馬牛子牛せり市成績状況について、6、令和5年度有害鳥獣捕獲事業について、7、令和5年度鳥獣処理施設の処理状況について、8、令和5年度ズワイガニの水揚げ状況について、9、委託・工事発注状況及び進捗率の報告については、肉用牛生産施設第3団地外構整備工事の内容について質疑があり、内訳の説明を受けましたが、ペーパーとして提出していただくことになりました。

企画課は、報告事項7件です。1、令和5年度公共交通等利用実績、2、新温泉町ケーブルテレビ加入状況、3、コミュニティ助成事業について、4、地域おこし協力隊について、5、新温泉町地域活性化起業人活用事業実施要綱の一部改正について、6、企

画課事業については、令和５年度新温泉町結婚活動推進事業、そして令和５年度ＪＲ利用推進事業、そして脱炭素推進事業についてであります。おんせん天国室事業については、米寿祝品温泉配達事業、温泉入浴施設の利用促進事業、おんせん天国のまちＰＲ事業、地域振興事業、その他となっています。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

総務課は、報告事項４件です。１、特別休暇・夏季休暇の使用可能期間の見直しについては、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正と新温泉町会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正です。２、請求書の債権者の押印省略を可能とすることについては、新温泉町申請書等の押印の省略に関する規則の一部改正です。３、新温泉町公益通報制度については、新温泉町職員等からの公益通報に関する要綱の制定についてと、新温泉町外部の労働者等からの公益通報に関する要綱の制定についてです。４、管理職手当の見直しについては、新温泉町職員の給与に関する規則の一部改定です。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑がございましたらお願いをいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで質疑を終わります。竹内委員長、ありがとうございます。

次に、民生教育常任委員会が４月１７日、２６日に開かれておりますので、その報告をお願いいたします。

重本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（重本 静男君） それでは、民生教育常任委員会の報告をいたします。

開催日は、令和６年４月１７日です。この委員会は、通常の各課所管事務調査と違い、認定こども園に係る委員間の意見交換の場を設定したものであります。浜坂地域の認定こども園の整備が進まない現状を打破するために、何らかの手を打たなければならないという思いであります。町当局の提案と議員の思いが平行線をたどり、一向に前に進まないことにもどかしさを感じております。一刻も早い認定こども園の整備が進むよう、知恵を出していただくために開催をいたしました。

協議内容は、１、認定こども園に係る意見交換について。主な意見交換の内容であります。浜坂認定こども園の現在地についてなど、防災の専門家を招聘し、勉強会を実施してはどうか、町民の意見を聞く機会を設けてはどうか、年内に一定の意見を集約する必要はないかというような意見が出ました。回を重ねて意見を取りまとめ、町に提言したいと思っております。

次に、令和6年4月26日に開催の報告を行います。

まず、所管事務調査を行いました。こども教育課、生涯教育課、町民安全課、健康課、福祉課、上下水道課、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりであります。

最初は、こども教育課であります。報告事項は5件。1、令和6年度新温泉町教育構想について、これは委員会資料別冊を御清覧ください。2、令和6年度園児・児童生徒数の状況について、3、令和5年度各学校園の事故・不登校・いじめの報告について、4、令和5年度工事等発注状況及び進捗率について、5、大庭認定こども園耐震補強改修等基本計画について。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

次に、生涯教育課、報告事項7件。1、令和5年度施設利用状況、これは令和6年3月末現在についてであります。社会教育施設事業評価、第4四半期についてであります。1、加藤文太郎記念図書館、2、浜坂先人記念館、3、文化財センター、4、八田コミュニティセンター、5、体育施設、6、町民センター内の図書室、7、文化体育館夢ホールであります。参考資料は、浜坂多目的集会施設、町民センターであります。2、令和5年度工事等発注状況及び進捗率報告について、3、令和6年春巡業大相撲浜坂場所実施報告について、4、新温泉町文化財保存活用地域計画推進事業について、5、新温泉町偉人マンガ篠原無然制作事業について、6、廻船問屋千原屋道盛邸家屋調査概要報告について、7、令和6年度生涯教育課関係、主な事業日程について。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

次に、町民安全課、報告事項10件であります。1、令和6年度4月1日現在の人口統計について、2、マイナンバーカードの交付状況等について、3、新生児祝品事業について。これは令和6年3月31日現在、申請件数51件、前年比1件の減であります。4、令和5年度廃棄物施策の取組状況について、5、リサイクルセンター及び美西浄化センターの受入れ状況について、6、令和5年度資源化物売払い単価等について、7、令和5年度消費生活相談状況について、8、令和5年度火災発生状況と消防団出動状況について、9、令和5年度ドクターヘリ要請及び出動状況について、10、令和6年度委託・工事発注及び進捗状況について。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

健康課、報告事項7件。1、令和5年度国民健康保険事業医療給付費の状況について、2、令和5年度各診療所の利用状況について、3、令和5年度後期高齢者医療特別会計保険料の徴収状況について、4、令和5年度公立豊岡病院ドクターカー出動状況について、5、令和6年度新温泉町総合健康診査等及び母子保健事業日程表について、6、令和6年度委託発注状況及び進捗率について、7、新型コロナワクチン接種状況についてであります。

福祉課、報告事項8件あります。1、令和5年度介護保険事業特別会計保険料徴収状況について、2、令和5年度介護保険事業認定及び給付状況について、3、令和5年度介護予防ケアマネジメント利用状況及び介護予防・日常生活支援サービス費給付状況について、4、令和5年度ユートピア浜坂利用状況について、5、令和5年度高齢者福祉

タクシー利用状況について、6、令和5年度外出支援サービス事業利用状況について、7、令和5年度障害福祉サービス費給付状況について、8、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等の支給状況について。いずれも委員会資料を御清覧ください。

次に、上下水道課であります。報告事項5件。1、下水道接続率報告書について、2、漏水、漏湯、濁水事故報告書について、3、各事業の使用料未収金状況について、4、発注及び進捗状況について、5、浜坂道路Ⅱ期工事関連居組浄水場移設工事について。これは3月29日に完成、総工事費は3億4,555万8,000円であります。おおむね84％は県費、残り16％が町負担であります。

公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、報告事項は2件であります。1、公立浜坂病院事業の利用状況及び経営状況について、2、診療体制の変更について。これも詳細については、委員会資料を御清覧ください。

以上で民生教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑がございましたら質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。重本委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が4月3日、8日、18日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

岡坂委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（岡坂 遼太君） 議会広報調査特別委員会より御報告いたします。

議会だより第74号の編集作業を4月3日、8日、18日にかけて当委員会を開催し、編集作業を行いました。また、昨日5月9日に全戸配布されました。今回より、一般質問は1人半ページに変わりました。また、今回は、来週開催の議会報告会の告知内容を掲載しております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 岡坂委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第4 報告第4号

○議長（池田 宜広君） 日程第4、報告第4号、専決処分の報告について（専決第1号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定によ

り行った専決処分について、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） それでは、報告第4号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

まず、審議資料の1ページを御覧ください。物損事故の概要でございます。日時は、本年1月23日午後7時10分頃、場所は、新温泉町役場の駐車場でございます。当方の職員は、記載の建設課主事、相手方は、新温泉町戸田の今井氏でございます。事故の状況といたしましては、当方職員が出張から帰庁し、公用車を役場庁舎南側の駐車場へバックで止めようとしていた際、その隣に駐車されていた相手方車両の右前方部に当方公用車の左後方部が接触し、車両の一部を損傷させたものでございます。事故が発生したときの車両等の位置関係は、下図のとおりでございます。

なお、本件発生後、課員には改めて安全運転の励行及び交通ルールの遵守につきまして注意喚起を促し、事故の発生防止に取り組んでいるところでございます。

次に、議案に戻っていただきまして、専決第1号を御覧ください。損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてでございます。専決処分を行った日は、令和6年3月27日でございます。損害賠償の相手方の住所及び氏名は、記載のとおりでございます。損害賠償の額は8万4,535円で、責任割合は当方が100%、相手方はゼロ%でございます。なお、当方の公用車も損傷し、修理をいたしておりまして、かかった費用は7万3,450円でございます。和解の内容といたしましては、町は相手方に車両の修理費として8万4,535円を支払う。また、今後本件に関しては、双方とも裁判上または裁判外において、一切の異議申立て及び請求を行わないというものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 承認第1号

○議長（池田 宜広君） 日程第5、承認第1号、専決処分の承認について（専決第2号）新温泉町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により行った専決処分について、同条第3項の規定により、議会の承認を賜りたく、御報告申し上げます。

内容につきまして、税務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 石原税務課長。

○税務課長（石原 通孝君） それでは、承認第 1 号、新温泉町税条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず、審議資料の 21 ページをお開きください。この専決の経緯を説明させていただきます。令和 6 年度税制改正に対応するための税条例の専決処分について、令和 6 年度の主な改正点、1、個人住民税（定額減税）です。(1)概要ですが、令和 6 年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円の減税を実施するものであります。(2)根拠法令、地方税法、令和 6 年度改正案が成立。令和 6 年 3 月 28 日、国会において可決、成立しております。同月 30 日公布、施行日が令和 6 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、2 番の固定資産税。内容は、土地の負担調整措置等の特例の延長等です。(1)概要、令和 5 年度末をもって期限を迎える固定資産税の土地の負担調整措置の現行の扱いを延長するもの及び償却資産の特例を適用する設備の追加であります。(2)根拠法令は、1 の個人住民税と同じでございます。(3)施行日も、1 の個人住民税と同じでございます。

3 番、専決処分する理由。上位法である地方税法の施行日が令和 6 年 4 月 1 日であるため。(2)個人住民税については、4 月 1 日に特別徴収義務者が雇用する者について、改正後の特別徴収の方法を適用するため。(3)固定資産税については、特例期限が令和 5 年度末のため、令和 6 年度においても取扱いを継続するためのものであります。

続きまして、条例改正の内容を説明させていただきます。説明の都合上、22 ページの新温泉町税条例改正の概要を御覧ください。

概要で、令和 6 年 4 月 1 日施行分でございます。

町条例第 51 条、第 71 条、第 139 条の 3 は、職権による減免を可能とする規定の追加でございます。

附則第 7 条の 5、附則第 7 条の 6、附則第 7 条の 7 は、上位法である地方税法の規定の新設に併せて改正するものであります。同時に、令和 6 年度分個人住民税特別税額控除に係る規定の新設でございます。

附則第 7 条の 8、法規定の新設に併せて新設で、令和 7 年度分個人住民税特別税額控除に係る規定の新設でございます。

附則第 8 条、条ずれによる改正、法律改正に併せて改正されるものでございます。

附則第 10 条の 2、法律改正に併せて改正されるものであります。再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定を新設しております。あとは項ずれ、条例の項ずれによる改

正でございます。

附則第10条の3、法律改正に併せて新設。認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定要件に該当すると認めた場合は特例を適用することとする規定を新設しております。あと、規則改正に併せて改正と項ずれの反映、条例の項ずれによる改正でございます。

附則第11条、附則第11条の2、附則第15条、法律改正に併せて改正しております。年度更新でございます。固定資産税の負担調整率等の年度更新でございます。

附則第16条の3、附則第16条の4、附則第17条第3項、法律改正に併せて改正されるものであります。特別控除の対象となる所得割の額について、それぞれの所得を含める読替規定の追加でございます。

附則第18条、法律改正に併せて改正でございます。特別控除の対象となる所得割の額について、譲渡所得を加える読替規定の追加でございます。

附則第19条第2項、附則第20条第2項も同様で、法律改正に併せて改正となっております。

附則第20条の2第2項、第5項、附則第20条の3第2項、第5項、法律改正に併せて改正で、特別控除の対象となる所得割額について、所得割の額を含める読替規定の追加でございます。

25ページ、定額減税についてですが、時間の都合上、説明を省略させていただき、御清覧いただきますようお願いいたします。

それでは、議案の条例にお戻りいただきまして、附則の説明をいたします。

附則、（施行期日）。第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

固定資産税に関する経過措置。第2条、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の新温泉町税条例規定中、固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第3項、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 判断にはあまり影響しないんですけど、ちょっと審議資料の中での表現について質疑したいと思います。

それぞれの今示された附則等のところで、例えば 23 ページの附則の下でも、例えば附則第 17 条の③って書いてあるんですね。これ、第 3 項という意味で書かれてるのかということだけちょっと確認をさせていただきたいと思います。今の説明の中で、ただ、の何番というふうに説明されたので、ちょっと理解がしにくかったので、その辺を確認させてやってください。

○議長（池田 宜広君） 石原税務課長。

○税務課長（石原 通孝君） 御質問のとおりでございます。第 17 条第 3 項でございます。

○議員（8 番 河越 忠志君） 分かりました。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結をいたします。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。それでは、本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。10 時から始めます。

午前 9 時 43 分休憩

.....

午前 9 時 58 分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 6 議案第 43 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 6、議案第 43 号、教育長の任命同意についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、前教育長の任期満了により不在となっている教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の御同意をいただきたく、御提案申し上げるものであります。

後任につきましては、山本真氏をお願いいたしたく、御提案申し上げます。山本真氏は、住所は新温泉町浜坂 2 1 0 1 番地の 6、昭和 3 1 年 1 月 6 日生まれで、現在 6 8 歳であります。昭和 5 4 年 4 月、宝塚市立仁川小学校を皮切りに教鞭を執られ、平成 2 4 年 4 月からは、香美町立香住小学校の校長として 4 年間、指導力を発揮され、平成 2 8 年 3 月に退職されました。退職後は、平成 2 8 年度に 1 年間、香美町で指導主事として従事され、令和元年 1 1 月からは、新温泉町で教育委員会委員として従事されました。3 6 年間にわたる豊富な教育経験をお持ちであり、また、教育委員も歴任されており、教育に対する造詣や熱意が非常に深く、教育長として適任であると考え、御提案申し上げるところであります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。

討論、まず、本案に対し反対者の発言を許可します。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許可いたします。

1 4 番、中井次郎君。

○議員（14 番 中井 次郎君） それでは、賛成討論をさせていただきます。

今、町民の皆さんや教育現場、認定こども園などの現場からも、一日も早く教育長の就任を求める声が聞かれるわけであります。当議会でも、教育長が不在のため審議が不十分、いわゆる教育長がいないために答弁が出てこないとか、そういうことが多々見られるわけであります。そして、経歴は、今皆さんに示されたとおりであります。教育長としてふさわしい人物だと確信をいたします。今、一日も早く新しい教育長が就任をされて、小・中・高、そして認定こども園などの本当に施策がきちっとやられることを求めます。以上です。

○議長（池田 宜広君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、記名投票によって行います。（「無記名投票」「記名投票」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 宜広君） ただいま議長の宣告に対し、それぞれ 2 名以上の議員から動議がありましたので、会議規則第 8 1 条第 2 項の規定により、いずれの方法によるか、無記名投票により採決をいたします。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（池田 宜広君） ただいまの出席議員数は議長を除く 15 名です。

次に、立会人を指名いたします。11 番、岩本修作君、12 番、宮本泰男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（池田 宜広君） 念のために申し上げます。無記名投票を行うことについて同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載をお願いいたします。

なお、投票において、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、反対とみなします。

もう一度、念のために申し上げます。無記名投票を行うことについて同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、反対とみなします。

また、開票の結果、過半数の賛成が得られなかった場合は、さらに記名投票を行うことについての採決を無記名投票によって行います。それでもなお過半数の賛成が得られない場合は、議長がいずれの方法かによることを決定いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（池田 宜広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（島木 正和君） では、申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番	中村	茂君	2 番	西村	龍平君	3 番	澤田	俊之君
4 番	米田	雅代君	5 番	岡坂	遼太君	6 番	森田	善幸君
7 番	浜田	直子君	8 番	河越	忠志君	9 番	竹内	敬一郎君
10 番	重本	静男君	11 番	岩本	修作君	12 番	宮本	泰男君
13 番	中井	勝君	14 番	中井	次郎君	15 番	小林	俊之君

○議長（池田 宜広君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。１１番、岩本修作君、１２番、宮本泰男君、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（池田 宜広君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数１５票、賛成１０票、反対５票でありますので、よって、本件については、無記名投票で採決することに決定をいたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（池田 宜広君） これから採決を行います。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（池田 宜広君） ただいまの出席議員は議長を除く１５名です。

次に、立会人を指名いたします。１３番、中井勝君、１４番、中井次郎君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（池田 宜広君） 念のために申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において、賛否を表明できない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第８３条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（池田 宜広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（島木 正和君） では、申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

１ 番	中村	茂君	２ 番	西村	龍平君	３ 番	澤田	俊之君
４ 番	米田	雅代君	５ 番	岡坂	遼太君	６ 番	森田	善幸君
７ 番	浜田	直子君	８ 番	河越	忠志君	９ 番	竹内	敬一郎君
１０番	重本	静男君	１１番	岩本	修作君	１２番	宮本	泰男君

○議長（池田 宜広君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。13番、中井勝君、14番、中井次郎君、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（池田 宜広君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数15票、賛成14票、反対1票です。

以上のとおり、賛成14名であります。よって、本件については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（池田 宜広君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

第131回新温泉町議会臨時会の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本日は、臨時会が招集されましたところ、御参集を賜り、町長から提案のありました人事案等に対し御審議をいただきました。議員各位には、適切妥当な結果をいただき、厚くお礼を申し上げます。議員各位並びに執行部の皆様には、町行政の積極的な推進に御尽力をいただきますことをお願い申し上げて、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 第131回新温泉町議会臨時会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、提案させていただきました案件の御同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。議員各位には、今後とも御協議を重ねさせていただきながら町政運営を行ってまいりたいと存じます。一層の御支援、御協力を心よりお願い申し上げ、お礼の御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（池田 宜広君） 以上をもって会議を閉じます。

これをもって第131回新温泉町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時24分閉会
